

五条川斎苑運営管理業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、五条広域事務組合（以下「組合」という。）が設置する五条川斎苑の運営管理業務を委託するにあたり、業務の円滑かつ効率的な運営及び高品質な住民サービスの提供を確保するため、優れた受注者を選定するとともに、その選定方法の公平性、透明性を図るため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、この業務に最も適した受託候補者（優先交渉権者）を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務名

五条川斎苑運営管理業務

3 業務場所及び施設の概要

(1) 業務場所

愛知県清須市春日杵前60番地 五条川斎苑

(2) 施設概要

敷地面積 15,524.54 m²

延べ面積 3,109.35 m²

建物構造 鉄筋コンクリート造 一部2階建

火葬炉数 人体炉6基、動物炉1基

4 業務内容

別添「五条川斎苑運営管理業務仕様書」に示すとおり

5 業務期間

(1) 契約期間

令和6年12月中旬頃から令和12年3月31日まで

(2) 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

6 業務委託料の提案上限額

(1) 5年間総額437,660,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）以内とする。

(2) 見積書の金額が、上限額を超えた場合は、本プロポーザルについて失格とする。

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす単独企業また

は本業務の受託のために結成された共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

- ア 令和6・7年度五条広域事務組合入札参加資格名簿（物品等）に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 「五条広域事務組合指名停止取扱内規」に基づく入札参加指名停止措置を受けていないこと、「清須市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年3月28日訓令第3号）」及び「あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年訓令第46号）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがされていないこと。
- オ 愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県のいずれかに事業所を有すること。
- カ 本業務に関する十分な実績・能力を有し、円滑かつ安定的に管理運営できること。また、その経験と技術を有した従事者を配置できること。

(2) 共同企業体の場合※

- ア 共同企業体の構成員数は、2者または3者であること。
- イ 構成員の全てが、7(1)ア～カの要件を満たすこと。
- ウ 共同履行方式における共同企業体の場合、代表構成員は出資比率が最大であること。
- エ 共同履行方式における共同企業体の場合、各構成員の出資比率が、構成員の数が2者である場合にあっては30%以上、3者である場合にあっては20%以上であること。
- オ 各構成員は、本プロポーザルにおいて、他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。また、単独企業として参加していないこと。

※共同企業体の履行方式

「分担履行方式」

一つの業務を複数の業務に分割し、各構成員がそれぞれの業務を履行する方式

「共同履行方式」

一つの業務について、あらかじめ定めた出資比率に応じて、各構成員が資金、人員等を拠出して共同履行する方式

8 スケジュール

項目	日程（予定）
実施要領の公告	令和6年 9月 2日（月）
現地見学会	令和6年 9月 9日（月）
質問の受付期限	令和6年 9月13日（金）
質問の回答	令和6年 9月24日（火）
参加表明書の提出期限	令和6年10月 2日（水）
提案書の提出期限	令和6年10月17日（木）
プレゼンテーション	令和6年11月14日（木）
結果の公表	令和6年11月下旬
契約締結予定日	令和6年12月中旬

※日程は現時点での予定であり、変更となる場合がある。

9 関係資料の閲覧及び取得

組合のホームページ (<https://gjkoiki.or.jp/>) からダウンロード可

10 現地見学会

(1) 日時

令和6年9月9日（月）

時間は、参加者ごとに別途通知する。

(2) 提出書類

見学会参加申込書【様式1】

(3) 提出期限

令和6年9月5日（木）午後3時まで

(4) 提出方法

電子メール

(5) その他

見学会への参加は任意であり、見学会に参加しなくても本プロポーザルに参加できるものとする。

11 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書【様式2】

(2) 提出期限

令和6年9月13日（金）午後3時まで

(3) 提出方法

電子メール（送信確認として、事務局へ電話連絡すること。）

(4) 質問に対する回答

令和6年9月24日（火）午後3時までに、質問内容と回答を組合のホームページで公表する。

(5) その他

電話による質問は受け付けない。また、質問に対する回答は、この実施要領等の追加もしくは修正とみなす。

12 参加表明書の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書【様式3】

イ 会社概要及び資格確認【様式4】

共同企業体の場合は、構成員全ての会社概要を提出すること。

ウ 共同企業体届出書【様式5】 ※単独参加の場合は、提出不要。

(2) 提出期限

令和6年10月2日（水） 午後3時まで

(3) 提出方法

事務局への直接持参（郵送不可）

(4) 提出部数

1部

13 参加資格の確認

(1) 内容

参加表明書提出者からの提出書類等により参加資格の確認をする。7に規定する参加資格を満たしていない場合は、失格とする。

(2) 通知

失格者には、令和6年10月10日（木）までにメールにより通知する。

14 提案書及び見積書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書【任意様式】

- ・ 提案書は、A4版縦、長辺綴じ50ページ以内（表紙及び目次も含む）とし、文字サイズ12ポイント以上（注記については10.5ポイント可）で両面印刷とすること。
- ・ 表紙と目次を除き、ページ番号を付記すること。
- ・ フラットファイルに綴じて提出すること。
- ・ 事業者名が特定できる文言を記載してはならない。
- ・ 提案書に求める内容
 - ① 経営理念・業務実績
 - ② 業務の実施体制
 - ③ 業務の実施方法

- ④ 業務への主体的な取組み
- ⑤ 緊急時対応

イ 見積書【様式6】

見積金額は、5年間分を年度割りで記載する。なお、課税、免税事業者を問わず、消費税及び地方消費税額を含まない金額とする。

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）

令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日）

令和10年度（令和10年4月1日から令和11年3月31日）

令和11年度（令和11年4月1日から令和12年3月31日）

(2) 提出期限

令和6年10月17日（木） 午後3時まで

(3) 提出方法

事務局への直接持参（郵送不可）

(4) 提出部数

ア 提案書

正本1部、副本9部（正本のみ、フラットファイルに社名を記載すること。）

イ 見積書

1部

15 プレゼンテーション

(1) 日時

令和6年11月14日（木）

時間は、参加者ごとに別途通知する。

(2) 場所

クリーンパーク新川 2階大会議室

(3) 持ち時間

プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分以内

(4) 人数

1者3名まで

(5) その他

- ・ プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。
- ・ プレゼンテーションにおいて、パソコン、プロジェクター及びマイクの使用を認める。プロジェクター、スクリーン及びマイクは、組合が会場に準備するため、使用する場合は参加表明書の提出時に申し出ること。なお、パソコン及びプロジェクターは持込み可とする。
- ・ プレゼンテーション時の説明は、提出した提案書のみを使用し、新たな提案は認めない。なお、プロジェクターにて映す資料については、11月11日（月）午後3時までに、事務局へ10部持参すること。

- ・ プレゼンテーション当日は、事業者名が特定できる名札、社章等の着用は不可とする。また、プレゼンテーション中も事業者名が推測できるような発言は行わないこと。

16 選定方法

(1) 次の表の選定基準項目と配点に基づいて、五条川斎苑運営管理業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において評価を行う。

	項目	評価の着目点・判断基準	配点
1	経営理念・ 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を行うにふさわしい経営理念 ・ 業務遂行に必要な実績及び経験 	5点
2	業務の実施 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を適正に行うための業務組織 ・ 業務責任者、業務従事者の配置及び確保 ・ 配置予定者の業務経験及び人員数 ・ 関連する他の組織（組合、葬祭業者、火葬炉メーカー、下請業者等）との協力体制 	25点
3	業務の実施 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な業務の実施方法及び手順 ・ 利用者に対する業務遂行上の配慮 ・ 施設、設備の維持管理に関する知識 ・ 地域に対する認識度（風土、慣習等） ・ 残骨灰の処理方法（有害物質処理、供養、有価物の選別等） 	20点
4	業務への主 体的な取組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務従事者に対する接遇、安全管理その他業務遂行上必要な教育及び研修 ・ 設備等のトラブルへの対処 ・ 利用者からの要望及び苦情への対処 ・ 経費削減のための取組み ・ 地域貢献についての取組み 	15点
5	緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震等、大規模災害発生時の対応 ・ 業務従事者への連絡体制 ・ 対応実績等 	10点
6	ヒアリング	説明及び質問への回答の的確性	5点
7	価格評価	配点×（基準価格／見積金額） ただし、見積金額が基準価格を下回った場合、配点×（基準価格／基準価格）とする。 （基準価格は「6 業務委託料の提案上限額」に記載する上限額の4／5から2／3の間で組合において定める。）	20点
合計			100点

- (2) 各委員の採点の平均点（小数点第3位を四捨五入）を評価点とし、評価点が最も高い者を受託候補者（優先交渉権者）として決定する。受託候補者との交渉が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとする。

なお、評価点が同点であった場合の優先順位は、各委員の合計点を集計した総合得点がより高い者を上位とする。

- (3) 評価点60点を最低基準点と定め、それに満たない場合は、受託候補者としな
い。また、参加者が1者であっても、最低基準点以上の場合は、受託候補者として決定する。

17 選定結果の通知

選定結果は、令和6年11月下旬に書面により通知する。

18 失格条項

前項までの失格に係る規定のほか、次の要件に該当する場合も失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 本プロポーザル公告後、選定委員に便宜を図るような行為をした場合
- (3) その他委員会が不適格と認める場合

19 その他

- (1) 提案等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等一切の書類は返却しないものとする。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用することはない。
- (3) 提出書類を受理した後の追加及び修正は、原則として認めない。提出書類に誤字脱字等がある場合は、事務局に申し出ること。
- (4) 提出された書類について、五条広域事務組合情報公開条例（平成17年五条広域事務組合条例第1号）第6条に基づく開示請求があったときは、提案者の意見を踏まえたうえで、組合が対応について判断する。

20 発注者及び事務局

五条広域事務組合（事務局：クリーンパーク新川内）
〒452-0901 愛知県清須市阿原向北55番地
電 話：052-401-1181
FAX：052-401-1183
メール：gj-koiki@gjkoiki.or.jp